

# 植生学会表彰規則

2022年11月30日改定

## (趣旨)

第1条 この規則では、植生学会会則第3条3項および表彰委員会規則第8条の規定に基づき、本会会員の表彰に関して必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 植生学のさらなる発展のため、植生学の分野において著しい成果を挙げた者および研究、教育、啓発普及、本会の運営等に特に顕著な功績をなした者、植生学会年次学術大会において優秀な発表を行った者、植生学会誌において優秀な論文を発表した者に対して賞を授与し、その功績を称えることを目的とする。

## (表彰の種類)

第3条 表彰の種類は植生学会賞、植生学会奨励賞、植生学会功労賞、植生学会特別賞、植生学会研究発表賞、植生学会論文賞とする。これ以降はそれぞれ学会賞、奨励賞、功労賞、特別賞、研究発表賞、論文賞とよぶ。

2 [学会賞] 本会に5年以上所属し、植生学に関する優れた研究業績によって、貴重な学術的貢献をなしたと認められる者を対象とする。学会賞の選考対象となる業績には、植生学会誌掲載論文のほか、植生学に関するその他の論文・著書も含める。

3 [奨励賞] 本会が発行した刊行物に優秀な論文を発表し、独創性と将来性をもって学術的貢献をなしたと認められる者を対象とする。選考の対象者は、当該事業年度開始日(4月1日)において40歳未満とし、過去に奨励賞の受賞経歴のない者とする。

4 [功労賞] 植生学に関する研究に加えて教育や啓発普及、および本会の運営等に長年にわたって力を尽くし、特に顕著な功績をなしたと認められる者を対象とする。

5 [特別賞] 植生学または本会の発展のために、多大な貢献をなしたと認められる個人あるいは団体を対象とする。研究や教育への貢献のみならず、植生学の視点から環境保全事業や啓発普及活動等に取り組むような、社会貢献も評価の対象とする。

6 [研究発表賞] 植生学会年次学術大会において、優秀な発表を行った学生および博士研究員を対象とする。

7 [論文賞] 植生学会年次学術大会が開催される前年度に刊行された植生学会誌に掲載された原著論文のうち、特に優れた論文を対象とする。

## (候補者の選定)

第4条 学会賞、奨励賞、功労賞、特別賞の候補者は、別に定める推薦

要領に基づいて推薦された本会会員(自薦、他薦を問わない)の内から、表彰委員会が候補者を選定する。

2 研究発表賞の候補者は、植生学会研究発表賞細則および研究発表賞審査実施要領に基づいて、表彰委員長が委嘱した審査員が候補者を選定する。

3 論文賞の候補者は、編集委員会に選定を委嘱する。

4 学会賞、奨励賞、功労賞、特別賞、論文賞の候補者は、当該年度の植生学会年次学術大会が開催される1か月前までに選定する。

## (受賞者の決定)

第5条 学会賞、奨励賞、功労賞、特別賞、論文賞の受賞者は、運営委員会の議を経て決定する。

2 研究発表賞の受賞者は、表彰委員会の議を経て決定する。

## (表彰の方法)

第6条 各賞の受賞者には、授与式・総会で賞状および記念品を贈呈する。

2 功労賞受賞者に対しては、受賞翌年度以降の会費を免除する。

3 各賞の受賞者は、学会記事で公表する。

## (雑則)

第7条 本規則に定めるもののほか、会員の表彰に必要な事項は別に定める。

第8条 本規則の変更は表彰委員会の決議による。

附則 2002年10月18日 植生学会表彰規程制定

1. この規定は2002年10月18日から施行する。

附則 2004年10月29日改定

1. この規定は2004年10月29日から施行する。

附則 2011年9月24日改定

1. この規定は2011年9月24日から施行する。

附則 2013年10月13日改定

1. この規定は2013年10月13日から施行する。

附則 2014年8月22日改定

1. この規定は2014年8月22日から施行する。

附則 2018年10月20日改定

1. 植生学会表彰規程を植生学会表彰規則に改める。

2. この規則は2018年10月21日から施行する。

附則 2022年11月30日改定

1. この規則は2022年12月1日から施行する。